

「バースデー休暇」を新設します！

京都信用金庫は、平成31年1月1日より「バースデー休暇」を新設します。

これは、当金庫の「新しい働き方」として行う施策であり、全職員から出たアイデアを元に取り入れました。平日であっても誕生日にはワークアウトし、大切な人・家族と時間を共有することは、これからのライフスタイルであるとの考えから、特別休暇として新設しました。

記

- 【休暇名】 バースデー休暇
- 【施行日】 平成31年1月1日（火）
- 【内 容】 自身の誕生日に特別休暇として1日取得する
- 【対象者】 全職員・全パートタイマー・全嘱託職員
- 【その他】 誕生日が休日の場合、その前後1日での取得が可能です
特別休暇であるため、有給休暇は減少しません

以上